

令和3年9月高浜市議会定例会会議録（第1号）

令和3年9月高浜市議会定例会は、令和3年9月21日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- (追悼演説)
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- (諸報告)
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 常任委員会委員の選任について
- 日程第5 議会改革特別委員会委員の選任について
- 日程第6 市長所信表明演説
- 日程第7 同意第6号 監査委員の選任について
- 日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第43号 高浜市公共駐車場施設整備基金の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第44号 市道路線の認定について
- 議案第45号 令和2年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第46号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第10 議案第47号 令和3年度高浜市一般会計補正予算（第5回）
- 議案第48号 令和3年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）
- 議案第49号 令和3年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）
- 議案第50号 令和3年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）
- 議案第51号 令和3年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）
- 議案第52号 令和3年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- 日程第11 認定第1号 令和2年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 令和2年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 令和2年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 令和2年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 令和2年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 令和2年度高浜市水道事業会計決算認定について

認定第8号 令和2年度高浜市下水道事業会計決算認定について

日程第12 報告第11号 令和2年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について

報告第12号 専決処分の報告について

報告第13号 専決処分の報告について

日程第13 議案第53号 高浜市議会議員政治倫理条例の一部改正について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番 荒川 義孝

2番 神谷 直子

3番 杉浦 康憲

4番 杉浦 浩一

5番 岡田 公作

6番 柴田 耕一

7番 長谷川 広昌

8番 黒川 美克

9番 柳沢 英希

10番 杉浦 辰夫

11番 北川 広人

12番 鈴木 勝彦

13番 今原 ゆかり

14番 小嶋 克文

15番 内藤 とし子

16番 倉田 利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長 吉岡 初浩

副市長 神谷 坂敏

教育長 岡本 竜生

企画部長 深谷 直弘

総務部長 杉浦 崇臣

行政グループリーダー 板倉 宏幸

財務グループリーダー 清水 健

市民部長 磯村 和志

市民窓口グループリーダー 中川 幸紀

福祉部長 加藤 一志

介護障がいグループリーダー 野口 恒夫

こども未来部長 木村 忠好

都市政策部長	杉浦義人
土木グループリーダー	清水洋己
都市計画グループリーダー	島口靖
上下水道グループリーダー	石川良彦
会計管理者	三井まゆみ
監査委員事務局長	亀井勝彦
代表監査委員	伴野義雄

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	竹内正夫
副主幹	神谷直子
主査	杉浦幸宏

議事の経過

○議長（柳沢英希） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、公私とも御多用のところ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

9月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会においては、6月定例会に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、傍聴の自粛をお願いさせていただいております。

また、本定例会には、同意、承認、条例の制定及び一部改正、令和3年度補正予算、令和2年度決算認定など、諸案件が提出されております。

議員各位におかれましては、市民の要望に応えるべく、厳正かつ公平なる御審議を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

午前10時00分開会

○議長（柳沢英希） ただいまの出席議員は16名全員であります。よって、令和3年9月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和3年9月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございました。

後ほど故神谷利盛議員への追悼演説が予定されておりますが、神谷利盛議員は、議会の要職において卓越した識見と指導力を発揮され、市政進展に多大な御尽力、御貢献をいただきました。今後の御活躍を期待するところ誠に大きなものがありましたのに、今ここに立ち、神谷利盛議員のお姿が見えないことに深い悲しみを感じずにはられません。神谷利盛議員のこれまでの御功績に対しまして改めて敬意と感謝の意を表しますとともに、心より御冥福をお祈りをいたします。

先般の市議会議員補欠選挙において御当選の榮に浴されました杉浦浩一議員におかれましては、市民の付託に応えられ、市政進展のため鋭意御活躍をされますことを御期待を申し上げます。

また、私自身、引き続き4期目の市政をおあずかりをさせていただくことになりました。市民の皆様方をはじめ、各方面から力強い御支援を賜り、心より感謝を申し上げます。後ほど市政運営について所信の一端を申し述べさせていただきますが、引き続きコロナ対策を最優先課題とし、私に寄せられました御期待に応えるべく、誠実さと強力な意志を持って市政運営に取り組んでまいります。

議員の皆様方には、格別の御指導、御鞭撻を、一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

次に、本日提案をさせていただきます案件でございますが、同意1件、承認1件、議案10件、認定8件、報告3件の計23件をお願いするものでございます。

詳細につきましては私及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重に御審議の上、御承認、御同意、御可決、御認定、あるいはお聞き取りを賜りますようお願いを申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時4分開議

○議長（柳沢英希） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（柳沢英希） 去る8月6日に逝去されました故神谷利盛議員に対する弔意を表するため、高浜市議会を代表して杉浦康憲副議長から追悼演説を行います。

3番、杉浦康憲議員。

〔副議長 杉浦康憲 登壇〕

○3番（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので副議長として追悼の辞を読みたいと思いますが、この指名をいただいたとき、私、同期ということで、いつも神谷利盛議員は横にいました。その追悼の辞を自分が読むということはとっても残念ですが、仕方のないことですので、思いを込めて読ませていただきます。

追悼の辞。

去る令和3年8月6日に御逝去されました故神谷利盛議員を悼み、議員一同を代表し、ここに謹んで哀悼の言葉を申し上げます。

神谷利盛さんは、昭和30年6月にお生まれになり、慶応大学を卒業後、豊田通商にお勤めになってこられました。平成27年4月に地元住民の皆様の熱い御推挙を受けられて高浜市議会議員に初当選されて以来、2期にわたり当選を果たされ、その間、総務建設委員会、福祉文教委員会、議会改革特別委員会など、数々の委員の職責を自らの情熱と経験をもって務めてこられました。そして、その高い見識と行動力を遺憾なく発揮し、高浜市政の発展と推進に大きく貢献され、その功績に敬意を表するものであります。

そして、本年令和3年度には議選監査委員として選任され、商社で培った知識や経験を生かし、監査を通じ市政の発展と推進にさらに大きく貢献されるものと確信しておりましたが、その道半ばで病に倒れたことは、誠に無念でなりません。

あなたと私は、同期当選以来いつも隣にいてお互いに意見をし合い、また助け合ってきました。時には意見の違うこともありましたが、そんな後でもあの人懐っこい笑顔で、またおいしいものでも食べながら話そうよと誘われたことは、私だけではないと思います。ついこの間までこの議場におられたあなたの姿が、まぶたの裏に浮かんでまいります。利盛さん、もう再びお会いすることはできませんが、我々の胸にいつまでも生き、高浜市の発展を見守ってくださるようお願いいたします。

そして、このたび新しい仲間として杉浦浩一議員を迎え、新しい高浜市議会がスタートします。私たち高浜市議会は、高浜市並びに高浜市議会がさらなる発展をするように、全力で取り組むことをお誓い申し上げます。

今ここに神谷利盛議員の生前をしのび、心から御冥福をお祈り申し上げて、追悼の言葉といたします。利盛さん、本当にありがとうございました。

令和3年9月21日、高浜市議会副議長、杉浦康憲。

〔副議長 杉浦康憲 降壇〕

○議長（柳沢英希） これにて追悼演説を終わります。

○議長（柳沢英希） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、12番、鈴木勝彦議員、13番、今原ゆかり議員を指名いたします。

○議長（柳沢英希） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、杉浦辰夫議員。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○議会運営委員長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日招集されました令和3年9月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る6月23日、9月2日及び9月13日に議会運営委員会を委員全員出席の下に開催いたしました。

当局より提示されました案件について検討いたしました結果、会期は、本日より10月19日までの29日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取扱いにつきましては、本日は、同意第6号及び承認第2号を即決で行い、引き続き議案の上程、説明を受け、報告第11号から報告第13号までについて報告を受けます。また、今回議員提案いたします議案第53号 高浜市議会議員政治倫理条例の一部改正についての取扱いについて検討した結果、本日、上程、説明、全体による質疑後、委員会付託を省略し、討論、採決の順に行うことに決定いたしました。

9月27日及び28日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

9月30日に、議案第43号から議案第46号までの条例等関係議案及び議案第47号から議案第52号までの補正予算議案並びに認定第1号から認定第8号までの決算認定議案について総括質疑を行います。また、議案第45号及び認定第1号から認定第8号までについては、決算特別委員会を設置し、10月4日から6日までの3日間審査を行います。

総務建設委員会については、議案第43号、議案第44号並びに議案第47号から議案第50号まで及び議案第52号の7議案と陳情第3号、陳情第4号及び陳情第7号、陳情第9号を付託、福祉文教委員会については、議案第46号、議案第47号及び議案第51号の3議案と陳情第2号、陳情第5号、陳情第6号、陳情第8号及び陳情第10号から陳情第13号までを付託し、審査願うことに決定いたしました。

なお、各委員会の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりですので、御承知いただきますようお願いいたします。

また、本定例会における新型コロナウイルス感染症対策として、さきにお知らせいたしました9月定例会における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応についてのとおり取扱いとしましたので御報告いたします。

この9月定例会が円滑に進行できますよう格段の御協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（柳沢英希） ただいま議会運営委員会委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から10月19日までの29日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から10月19日までの29日間と決定いたしました。

ここで、諸般の事項について御報告いたします。

公職選挙法第113条第3項第3号の規定に基づき、8月29日執行の高浜市議会議員補欠選挙において杉浦浩一議員が当選されましたので、御報告いたします。

次に、本日までに陳情書12件が提出され、これを受理いたしました。陳情につきましては、会議規則第132条及び第136条の規定により、既に配付されております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、委員会において速やかに審査されますようお願いいたします。

次に、8月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員より提出され、議会図書室において保管しておりますので、随時御覧をお願いいたします。

報告事項は以上であります。

○議長（柳沢英希） 日程第3 議席の指定を行います。

今回当選されました杉浦浩一議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席番号4番に指定いたします。

○議長（柳沢英希） 日程第4 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

新議員、杉浦浩一議員の常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定に

より、総務建設委員会委員に指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、杉浦浩一議員を総務建設委員会委員に選任することに決定いたしました。

○議長（柳沢英希） 日程第5 議会改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。
お諮りいたします。

議会改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、杉浦浩一議員を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 異議なしと認めます。よって、杉浦浩一議員を議会改革特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

○議長（柳沢英希） 日程第6 市長所信表明演説を行います。

市長の所信表明演説を求めます。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 本日、ここに令和3年9月市議会定例会の開会に当たりまして、4期目就任の御挨拶と所信の一端を述べさせていただき、議員各位をはじめ、広く市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、さきの市長選挙におきまして、市民の皆様をはじめ各方面からの御推薦と力強い御支援を賜り、無投票での再選をさせていただきました。社会全体が新型コロナウイルス感染症の猛威に長期間さらされる中、感染拡大防止と社会経済の回復という大役を託していただき、身が引き締まる思いがするとともに、4期目に向けての決意を新たにしているところでございます。市長として3期12年間、我がまち高浜の今をアシタにつなぐという目的に向けて、未来の世代のために何をなすべきか。10年、20年先の長期経営の視点に立ち、持続可能な高浜市のために何ができるか、何をしなければならないか、常に未来を見据え、市民の皆様と共にまちづくりに全力で取り組み続けてまいりました。この思いは12年たった今でも変わらず、むしろこれまでより大きくなっております。

とりわけ3期目の4年間では、将来を見据えた財政運営のために、小学校へ機能を複合化・集約化することで施設の総量をコンパクトにしながら子供から高齢者まで小学校区の住民が集い、また高浜市民が集う地域活動拠点のモデルとなる高浜小学校等整備事業が完成を迎え、これから高浜市が目指していく姿を目に見える形として市民の皆様にお見せできたのではないかと考えて

おります。加えて、愛知県内の自治体では最も早く全小・中学校児童・生徒に1人1台のタブレット端末を整備し、コロナ禍において子供たちへの教育を止めることのないよう、そしてデジタル社会への進展に対応していけるようGIGAスクール構想、ICT教育の推進に注力してまいりました。3期目の所信表明で宣言をさせていただきましたように、次の時代につないでいくための未来への投資に取り組んできた、そんな4年間でありました。

しかしながら、社会の動きは非常に早く、そして予期せぬような事態も訪れます。市民生活や社会経済に大きな影響を及ぼし続けている新型コロナウイルス感染症の発生を誰が予測できたでしょうか。これほどまでに長引き続けることも想定外のことであったのではないのでしょうか。そうした状況を憂いても、急激に状況が改善するわけではありません。非常に厳しい状況でも我々は生きていかなければなりません。これから生きていく子供たちに明るい未来をつないでいかなければなりません。それには、私一人の力ではできません。行政の力だけでもできません。この難局を乗り越えていくためには、これまで紡いできた市民4万9,000人の大家族が思いやり、支え合いの精神を持って共にまちをつくっていく、紡ぎ、つないでいくという思いが必要不可欠であります。そして今後は、国際社会共通の目標であるSDGs、持続可能な開発目標の「誰一人取り残さない」というコンセプトを施策全般に浸透させ、新たに発生する課題に積極的に取り組んでいくことも重要になってまいります。

これから臨む4期目の4年間、新たな息吹も吹き込みつつ、これまで市民の皆様と共に培ってきた多くの財産、そして、共に育んできた私たちのまちへの思いをアシタにつないでいくため、4つの施策を進めてまいります。

4期目の取組について、初めに、「ともに歩むまちづくり」でございます。

私の12年間の歩みは、常に市民の皆様を支えられてまいりました。市民の皆様の御協力と御理解が今の高浜市のまちづくりの根幹であると考えており、それはこの先も変わることはないと思っております。ペイフォワード、自分が受けた恩を自分もほかの人にお返しする、お互いさまの連鎖、恩送りの思いをこれからの未来につなげていくことが大切であります。

計画期間の満了を迎える総合計画では、高浜市の目指す将来のまちの姿を、生涯学習基本構想では、高浜市を支える人を育む方向性を、教育基本構想では、高浜市のアシタの力である子供たちの学びの姿をお示しし、その実現に向けたそれぞれの計画を市民の皆様と共に策定してまいります。まちづくりの根幹は人でございます。まちをつくり、まちを育てる人、その人と人のつながりを大切にし、これからのコミュニティーの在り方を皆様と共に考えてまいります。健全財政を維持しつつ市民サービスを低下させることなく、より向上させていくため、将来を見据えた財政計画を基に公共施設の適正な管理を進め、限りある財源を将来につなげてまいります。また、そのためにも、行政サービスのデジタル化、ペーパーレス化を推進するとともに、さらなるマイナンバーカードの普及も併せて促進してまいります。

また、多方面でデジタル化が加速する中、情報の発信、情報の共有は、動画やSNSなどを今以上に活用し、市政に関する情報を分かりやすく迅速に、より積極的に発信することに取り組んでまいります。市民の皆様と情報共有を図ってまいります。

次に、「未来につなげるまちづくり」でございます。

私たちの高浜市を将来へとつなぎ発展させていくのは、これから高浜市を支えていく若者たちです。若い世代が夢と希望を持って未来に力強く羽ばたいていけるような環境を整えていくことが、高浜市のアシタへとつながってまいります。そのため、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を可能とする指導体制と安全で安心な教育環境を構築するために、小学校全学年における35人学級を実現させるとともに、高取小学校の大規模改修をはじめとした子供たちの教育環境の向上に努めてまいります。

また、子育て、子育てを支えていくためには、働きながら安心して子供を産み育てることができ環境を整えていくことが大切であります。そのため、多種多様な働き方に合わせた子育て環境の整備をより一層加速し、待機児童ゼロの実現を目指してまいります。

さらに、私が初就任の後着手した高浜市自治基本条例の策定から10年が経過をいたしました。当時、小学校6年生に対し自分たちのまちは自分たちでつくるというまちづくりの理念を伝えるべく出前授業等により啓発を行ってまいりましたが、その当時の子供たちも22歳、社会に出て働く世代となっております。今、芽吹きつつある若い世代が高浜市のために何かしたいという思いを具現化できるよう、既存の市民予算枠事業を若者のチャレンジを応援できる仕組みへと見直してまいります。

さらに、本市の特徴でもある県内トップレベルの外国人比率の状況を踏まえ、外国人の方にも住みやすく暮らしやすい多文化共生の優しいまちづくりを推進してまいります。

そして、大切なまちの資産であり、情報の発信源であるかわら美術館や図書館については、これからの高浜市や市民の皆さんにとって必要な機能に着目し、市民の皆さんの暮らしや活動を支えるもの、より身近なものとして、高浜らしさを踏まえて、今の形態にとらわれず、その在り方を検討するとともに実現を図ってまいります。

次に、「まちづくりを支える社会基盤づくり」でございます。

新型コロナウイルス感染症は、社会経済に非常に大きなダメージを与えており、市民生活の基盤である産業の安定が危ぶまれています。そのため、新型コロナウイルス感染症の収束後、アフターコロナを見据え、社会経済の再活性化に取り組んでまいりたいと考えております。そのためにも、引き続き、新たな雇用を生み出す工業用地の整備や企業誘致といった地域経済の活性化に積極的に取り組んでいくとともに、新しい労働の形として、身体や精神に障がいのある方が高齢化している農業現場での貴重な働き手として社会参画し、自信や生きがいの創出、生活の質の向上につながるよう農福連携を研究してまいります。

また、私たちの日常生活に脅威を与えるのは新型コロナウイルスだけではなくありません。近年では、線状降水帯の発生など局地的集中豪雨をもたらす自然災害も全国各地で多発しております。そうした水害への対応として、八幡町、新田町における雨水排水対策への取組を推進し、安全、安心への強化を図ってまいります。加えて、交通基盤の整備、渋滞対策事業として、衣浦大橋のトラス橋の架け替えの早期実施を目指して、引き続き関係市町と共に愛知県への働きかけを行ってまいります。

そして、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている地域経済の回復、活性化と地元企業の成長を支えていくとともに、サービスの向上や雇用環境の適正化を図り、かつ公共事業の透明性等を一層高めていけるよう検討してまいります。

次に、「だれもが安心して暮らせるまちづくり」でございます。

現在においては、何よりも新型コロナウイルス感染症対策が最重要課題であります。感染拡大や重症化を防ぎ、市民の命を守るために、ワクチン接種の早期完了に向け迅速かつ着実に取り組んでまいります。

また、コロナ禍においても災害はいつ起こるか分かりません。災害が発生した際の避難行動計画「マイ・タイムライン」の普及やコロナ時代に対応した避難所運営訓練、企業との連携強化、地域人材の育成など、自ら守る、地域で守る防災体制の構築を推進してまいります。

障がいのある人もない人も安心して生活できる社会の実現を目指し、手話は言語であることを明確にするとともに、手話の普及啓発や施策推進に努めることを目的とした手話言語条例を制定し、手話がどこでも自由に使える地域社会を目指してまいります。

超高齢化社会を迎えるに当たり、地域ではますます高齢化が進んでまいります。高齢者の方も引き続き住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、ICTによる医療と介護の連携ツール、えんjoyネット高浜の活用を進め、介護が必要になっても家庭で生活ができる仕組みを整備してまいります。

また、お子さんの発達を支える保育、療育、教育、福祉サービスの各分野において発達支援の連携強化を進めるとともに、支援が途切れることのないよう小・中学校9年間の健診結果を確認できる健診情報アプリや電子母子手帳により産前産後からライフステージに応じた発達をサポートしてまいります。

ただいま申し上げましたとおり、私のまちづくりへの根幹、私がつないでいきたいまちづくりへの思いは、これまでも、そしてこれからも変わることなく、「『私のまち高浜市は』と一人称で語られるような“まち”にしたいという想い」でございます。さきに開催をされました東京オリンピック・パラリンピック、その中でも東京2020パラリンピックの聖火リレーコンセプトを皆さん御存じでしょうか。「Share Your Light／あなたは、きっと、誰かの光だ。」です。そこに込められた思いは、パラリンピック聖火リレーを通じて多様な、そして社会の中で

誰かの希望や支えとなっている光、人が集まり出会うことで、共生社会を照らす力としようという想いが込められているとのことです。まさにこれから我々が目指していきたいまちの姿、想いと同一であります。

たかはまの子供たちが共に声を出し合い、共に考え、助け合い、仲間をつくり、知恵を出し合い、まちと共に成長していく。その中で誰もが誰かを照らす希望の光となっていくと思っております。

そして、身近で子供たちを温かく見守り、サポートをしてくださる地域の皆様の姿がかいま見える幸せなまち「大家族たかはま」をこれからもつないでいくため、私は、いま一度、市民の皆様と一緒に歩みを進めてまいります。

以上、4期目の市政運営に当たり私の所信の一端を申し述べさせていただきましたが、これらの実行に当たっては、議員各位並びに市民の皆様のより一層の御支援、御協力なくしてはなし得ることはできません。今後ともより一層の御指導、御鞭撻を賜ることをお願い申し上げ、所信表明とさせていただきます。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（柳沢英希） 以上で所信表明演説は終わりました。

○議長（柳沢英希） 日程第7 同意第6号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小嶋克文議員の退席を求めます。

〔14番 小嶋克文 除斥〕

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（吉岡初浩） それでは、同意第6号 監査委員の選任につきましては、提案理由を申し上げます。

議員選出監査委員の神谷利盛委員が、8月6日に逝去されました。改めて御冥福をお祈り申し上げます。神谷委員の御逝去に伴い、現在議員選出の監査委員に欠員が生じておりますことから、後任の監査委員として小嶋克文氏を選任いたしたく、本案を提案させていただくものであります。

御承知のように、小嶋克文氏は、監査委員としての経験に加え、人格、識見に優れており、適任の方と確信をいたしております。

何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（柳沢英希） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

16番、倉田利奈議員。

[16番 倉田利奈 登壇]

○16番（倉田利奈） 同意第6号 監査委員の選任について。

今回の同意案件については、皆さん、特に賛成できないのではないのでしょうか。今年5月20日の臨時議会において、小嶋克文議員が5月12日付で5月20日をもって監査委員を辞職したい旨の辞職願を提出したことが当局より説明されました。これを当局が受理し承認されたため、議員選出の監査委員が小嶋克文議員より神谷利盛議員に代わりました。地方自治法第197条により、監査委員は、議員の任期中は監査委員としての責務を果たさなければなりません。自らの意思で辞職をした議員をなぜ今回選任しなければならないのか理解できません。

また、小嶋議員は、私に対する問責決議案に賛成しております。この問責決議文には、高浜市議会3月定例会第3日目には違法な懲罰を動議を出した、提出したと書かれております。違法というのとは……

○議長（柳沢英希） 倉田議員、申し訳ないですけども、今やっていることは監査委員の選任についてでございますので。趣旨を外さないようお願いいたします。

○16番（倉田利奈） はい。これ、前提において理由をきちんと説明しますので、お聞きください。

違法というのは、法律や条例または規則に違反する行為をしたということです。私が出した懲罰動議は、各派会議や全員協議会において私に対し名誉毀損や誹謗中傷に当たる発言をした議員に対し、地方自治法第133条により処分を求めた動議です。私の要請に対し議長が該当しないと判断したに過ぎず、法律を犯すような行為ではありません。これが法律違反になるのであれば……

○議長（柳沢英希） 倉田議員、反対討論の趣旨を明確にしてください。

○16番（倉田利奈） 最後までお聞きください。

○議長（柳沢英希） いえ、関係ないことをここで言う場ではありませんので。

○16番（倉田利奈） 最後までちゃんと……

○議長（柳沢英希） あくまでも監査委員の選任についてでございますので。

○16番（倉田利奈） はい。監査委員の選任について……

○議長（柳沢英希） あなたの話を今するところではありません。

○16番（倉田利奈） 最後までお聞き……

○議長（柳沢英希） それをしっかりと理解をして、答弁、話をしてください。討論をしてください。

○16番（倉田利奈） はい。そのため、後日、この問責決議に賛成した議員に対し私がどの法律に違反したのかについて具体的に回答を求める質問書を出しましたが、どなたからも回答ありませんでした。もちろん、小嶋議員からもありませんでした。監査委員は、会計の監査だけでなく……

○議長（柳沢英希） すみません、暫時休憩とさせていただきます。

午前10時38分休憩

午前10時40分再開

○議長（柳沢英希） それでは、再開いたします。

倉田議員に申し上げます。

ただいまの発言は討論の範囲を超えた発言と認識いたしますので、案件に対して賛成または反対を述べるようお願いいたします。

今後これに従わないときは、会議規則第53条第2項の規定により発言を禁止いたします。

討論を続けてください。

○16番（倉田利奈） 私は、なぜふさわしくないかということを中心に理由、根拠をもってお話ししているだけですので、それを止められるということが大変に残念でなりません。

続けます。

監査委員は、会計の監査だけではなく、事務監査も法律に基づいて適正に行わなければなりません。いつ支出が行われたのか分からない支出命令書や起案日、施行日の記入がない起案文書があったり等、不備だらけの文書が高浜市ではまかり通っております。このような事務に対し厳しく指摘し、法律に基づいた指摘ができる方を監査委員として選任しなければなりません。

監査委員で一番求められることは、自分の物差し、いわゆる主観によって行うのではなく、法律に基づいて判断を行うことができることです。私の質問に対し回答をしなかった小嶋議員は、法律を十分理解できていないと私は判断することから、監査委員にはふさわしくないと考えます。

また、5月20日開催の臨時議会において神谷利盛議員が監査委員に選任された際、私は市長に神谷利盛議員が具体的にどのように人格、識見に優れているのか質問したところ、市長は、議員全員が人格識見に優れているから、議員として選ばれているとお答えになりました。それであるならば、自ら辞職した議員ではなく、まだ監査委員を経験していない議員を選任し、できるだけ平等にすべきと考えます。

以上のことから、監査委員として小嶋議員が適任でないと判断し、同意できません。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（柳沢英希） 賛成討論を求めます。

5番、岡田公作議員。

〔5番 岡田公作 登壇〕

○5番（岡田公作） 議長より発言の許可をいただきましたので、同意第6号 監査委員の選任について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

小嶋議員は、5期目のベテラン議員として、人としても大変すばらしく尊敬のできる人物であります。地元で学習塾を経営されており、生徒や保護者の信頼も非常に厚い方です。また、献身的な態度は皆さんの御存じのとおりで、監査委員に適任だと考えます。

以上、監査委員の選任についての賛成討論とさせていただきます。

〔5番 岡田公作 降壇〕

○議長（柳沢英希） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） ほかに討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第6号 監査委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳沢英希） 起立多数であります。よって、同意第6号は原案に同意することに決定いたしました。

〔14番 小嶋克文 除斥解除〕

ここで、監査委員に選任されました小嶋克文議員より御挨拶があります。

14番、小嶋克文議員。

〔14番 小嶋克文 登壇〕

○14番（小嶋克文） 議長のお許しを得ましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま監査委員の選につきましては、議員多数の御同意を賜り、誠に身に余る光栄でございます。監査委員としての職務を深く認識し、課されました職責に誠意を持って努力してまいります。

何とぞ皆様方の御指導、御鞭撻をお願いいたしまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

〔14番 小嶋克文 降壇〕

○議長（柳沢英希） 日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、令和3年度一般会計補正予算（第4回）について、地方自治法第179条第1項の規定により去る8月10日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会に御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。去る8月6日の神谷利盛議員の逝去に伴い、8月29日に高浜市議会議員補欠選挙を執行する必要があったことから、選挙に必要な経費を執行するために専決処分させていただいたものでございます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ685万円を追加し、補正後の予算総額を161億7,799万1,000円といたすものであります。

18ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として増額いたすものであります。

20ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款4項2目選挙費では、高浜市議会議員補欠選挙の執行に必要な経費として選挙事務委託料や選挙運動用の各種公営負担金など合わせて685万円を計上いたすものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳沢英希） これより質疑に入ります。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 選挙費ということで、2款4項2目ですね。こちらの特に負担金の部分、こちらは今回の補正、補欠選挙によって負担金ということで3項目上げられておりますが、何人を想定してこのような予算を上げられているのか、ちょっと内訳が分かる範囲でお願いいたします。

○議長（柳沢英希） 行政グループ。

○行政G（板倉宏幸） 4名を想定して予算措置をしております。

○議長（柳沢英希） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（柳沢英希） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（柳沢英希） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、原案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳沢英希） 起立全員であります。よって、承認第2号は原案を承認することに決定いたしました。

○議長（柳沢英希） 日程第9 議案第43号から議案第46号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第43号 高浜市公共駐車場施設整備基金の設置及び管理に関する条例の制定について、提案説明の御説明を申し上げます。

議案書をお願いいたします。

本案は、高浜市公共駐車場事業特別会計において前年度繰越金を積み立てるとともに、積み立てた余剰金について、公共駐車場の施設整備及び維持更新の財源に充てるために設置するものであります。

第1条（設置）では、基金の設置目的について、市が行う公共駐車場の施設整備等に要する経費の財源に充てるため設置することといたしております。

第2条（積立て）では、基金として積み立てる金額は、公共駐車場事業特別会計歳入歳出予算で定める額といたしております。

第3条から第5条までは、基金の管理、運用について定めるもので、第3条（管理）では、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと、第4条（運用益金の処理）では、基金の運用から生ずる収益は、公共駐車場事業特別会計歳入歳出予算に計上して基金に編入すること、第5条（繰替運用）では、財政上必要があるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることといたしております。

第6条（処分）では、基金は、公共駐車場の施設整備及び維持更新の財源に充てる場合に限り、

処分することができることといたしております。

附則において、この条例は公布の日から施行することといたしております。また、本条例の制定に伴い、高浜市公共駐車場事業特別会計設置に関する条例の第2条中、一般会計繰入金を繰入金に改めることといたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳沢英希） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 続きまして、議案第44号、第45号につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案第44号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

議案参考資料の1ページ、また、添付されております図面も併せて御覧ください。

本案は、新たに1路線を市道路線として認定をお願いするものでございます。

新たな路線は、都市計画法第29条に基づく開発行為により築造された道路が本市に帰属されたもので、今回の認定路線の概要は、総延長73メートル、幅員は最小5メートルから最大9.2メートルとなります。

なお、令和3年3月末の認定路線数は780路線、認定総延長は20万5,071メートルで、今回路線を加算いたしますと、認定路線数は781路線、認定総延長は20万5,144メートルとなります。

議案第44号の説明は以上となります。

次に、議案第45号 令和2年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

議案参考資料の1ページをお願いいたします。

未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

令和2年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金は1億6,374万2,761円で、そのうち減債積立金に3,907万6,705円、建設改良積立金に2,000万円を積立てさせていただくとともに、1億466万6,056円を資本金への組入れとさせていただくものでございます。

議案第45号の説明は以上でございます。よろしく御説明申し上げます。

○議長（柳沢英希） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 議案第46号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について御説明申し上げます。

新旧対照表の1ページを御覧いただきますようお願いいたします。

本案は、デジタル庁設置法が施行され、附則第41条により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下番号法と呼びますが、この一部改正に伴い、番号法

を引用する本条例の条文の整備を行うためのものがございます。

改正の内容は、番号法の第19条に転職時等において、使用者間で特定個人情報の提供を可能とする旨の内容が第4号として追加をされたことに伴い、本条例の第21条の4の引用規定の整備を行うためのものがございます。加えて、条文中、総務大臣から内閣総理大臣への改正は、国の情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更をされたことに伴うものがございます。

なお、本条例は、公布の日から施行をすることといたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（柳沢英希） 暫時休憩いたします。再開は11時10分。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

○議長（柳沢英希） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第47号から議案第52号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第47号 令和3年度一般会計補正予算（第5回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,275万1,000円を追加し、補正後の予算総額を163億74万2,000円といたすものであります。

8ページをお願いいたします。

債務負担行為補正は、女性文化センター空調設備更新工事費について限度額を定めるものであります。

10ページをお願いします。

地方債補正として、中段の小学校施設改修事業は、限度額を7,050万円に増額いたすもので、女性文化センター改修事業は、限度額を2,160万円に設定いたすものであります。

少し飛びまして、52ページをお願いします。

歳入について申し上げます。

9款1項1目地方特例交付金は、交付額の決定に伴い増額いたすものであります。

14款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、いきいき広場内クッキングスタジオ、避難所、公立幼稚園や認定こども園等における新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の実施に伴い計上いたすものであります。

14款2項2目民生費国庫補助金の介護保険事業費補助金は、介護報酬改定等に伴うシステム改修に対する補助金で、国からの内示に伴い計上いたすものであります。

子ども・子育て支援交付金及び保育対策総合支援事業費補助金、15款2項2目民生費県補助金の地域子ども・子育て支援交付金は、保育園や認定こども園等における新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の実施に伴い計上いたすものであります。

14款2項5目教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金は、翼小学校空調機更新工事費に対する交付金で、国からの交付決定に伴い計上いたすものであります。公立学校情報機器整備費補助金は、ICT技術者の配置に必要な経費に対する補助金で、国からの交付金の決定に伴い計上いたすものであります。

15款2項1目総務費県補助金の元気な愛知の市町村づくり補助金は、いきいき号循環事業に対する補助金で、県からの事業採択に伴い計上するものであります。

15款2項9目教育費県補助金の外国人児童生徒日本語教育支援事業費補助金は、公立学校に在籍する外国人児童・生徒等に対する教育支援事業の実施に必要な経費に対する補助金で、県からの内定に伴い計上いたすものであります。スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金は、スクール・サポート・スタッフの配置に必要な経費に対する補助金で、県からの交付予定額の決定に伴い計上するものであります。

17款1項2目総務費寄附金の市制施行50周年記念事業基金指定寄附金、教育振興・子育て支援基金指定寄附金は、匿名の方お二人から4万9,000円と200万円をそれぞれ御寄附いただいたものであります。

54ページをお願いいたします。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として減額いたすものであります。市制施行50周年記念事業基金繰入金は、寄附金によるもの及び令和2年度の未充当分を繰り入れるものであります。

19款1項1目繰越金は、前年度繰越金の額の確定に伴い、増額いたすものであります。

58ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1款1項1目議会費の4、議員研修事業は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う現下の社会経済情勢に鑑み、議員の政務活動費等を減額いたすものであります。

2款1項18目防災対策費は、避難所へ新型コロナウイルス感染症対策用の消耗品及び備品を備える費用を計上いたす等のものであります。

60ページをお願いいたします。

2款2項1目賦課徴収費は、法人市民税に係る還付が発生したため、過年度還付金及び加算金を増額いたすものであります。

2款8項1目基金費の公共施設等整備基金積立金、教育振興・子育て支援基金積立金及び市制施行50周年記念事業基金積立金は、今回の補正予算の財源調整や寄附金を積み立てるもので、都市計画事業基金積立金は、令和2年度決算において、都市計画税の充当事業に対して都市計画税収入が上回った余剰金を積み立てるものであります。

62ページをお願いします。

3款1項2目地域福祉推進費は、新型コロナウイルス感染症対策として、いきいき広場内のクッキングスタジオの換気機能を向上させるための工事費を計上するものであります。

3款1項13目高齢者医療費は、前年度の療養給付費負担金の額の確定に伴い増額いたすものであります。

3款1項16目介護保険事業費及び17目後期高齢者医療事業費は、前年度繰越金の額の確定等により、特別会計への繰出金をそれぞれ減額いたすものであります。

3款2項2目保育サービス費及び64ページをお願いし、3目家庭支援費の各事業は、いずれも保育園をはじめとした児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策として、マスクや消毒液等の衛生用品を購入する費用の補助等を行うものであります。

8款8項2目交通安全啓発費は、自転車用ヘルメット購入費補助金について申請件数が当初の想定よりも多くなったため、増額いたすものであります。

66ページをお願いします。

10款2項1目学校管理費は、小学校における新型コロナウイルス感染症対策として水泳指導が中止になったことに伴い委託料を減額するものであります。また、工事請負費として、吉浜小学校の普通教室不足を解消するため旧コンピュータ室を普通教室に転用する工事費を計上するほか、高取小学校において、緊急連絡時等に円滑な連絡を可能にする校内緊急連絡装置を整備する工事費を計上いたすものであります。

10款5項2目生涯学習機会提供費は、女性文化センターの空調設備を次年度の夏季までに更新するための工事費を計上いたすものであります。

10款6項2目生涯スポーツ費は、市民レガッタの中止に伴い委託料を減額いたすものであります。

最後に、68ページをお願いいたします。

12款公債費は、市債の利率見直し等に伴い元金及び利子を増減いたすものであります。

説明は以上のおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（柳沢英希） 市民部長。

○市民部長（磯村和志） それでは、議案第48号 令和3年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の15ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,218万8,000円を追加し、補正後の予算総額を32億8,973万1,000円といたすものであります。

歳入について申し上げますので、80ページをお願いいたします。

歳入の4款2項1目支払準備基金繰入金の4,738万4,000円の減は、繰越金の額の確定に伴い、国民健康保険支払準備基金からの繰入金を減額いたすものであります。

5款1項1目その他繰越金は、令和2年度の決算額の確定に伴い5,957万2,000円を増額いたすものであります。

続きまして、歳出について申し上げますので、82ページをお願いいたします。

5款1項1目支払準備基金積立金は、今回の補正に伴う余剰財源であります1,218万8,000円を支払準備基金に積み立てるものであります。

説明は以上であります。よろしく願い申し上げます。

○議長（柳沢英希） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第49号 令和2年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の21ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,107万4,000円を増額し、補正後の予算総額を8,631万1,000円とするものでございます。

補正予算説明書、90、91ページをお願いいたします。

歳入でございますが、2款1項1目繰越金5,107万4,000円は、前年度の決算額の確定に伴う補正でございます。

次に、92、93ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2款1項1目予備費の増額は、今回の補正に伴う財源の調整を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（柳沢英希） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第50号 令和3年度公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の27ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,385万2,000円を追加し、補正後の予算総額を9,556万8,000円といたすものであります。

100ページをお願いいたします。

歳入の2款1項1目繰越金は、前年度繰越金の額の確定に伴い6,385万2,000円を増額いたすものであります。

102ページをお願いいたします。

歳出の1款1項1目駐車場管理費の基金積立事業は、前年度繰越金6,385万4,000円を基金に積み立てるものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（柳沢英希） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第51号 令和3年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書33ページをお願いいたします。

今回の補正は保険事業勘定で、歳入歳出それぞれ3,681万9,000円を追加し、補正後の予算総額を28億4,109万2,000円といたすものであります。

なお、介護サービス事業勘定については歳入歳出の総額に変更はなく、36ページの第2表歳入歳出予算補正の総括表のとおり、補正額は0円となっております。

次に、補正予算説明書、112ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございますが、3款1項1目介護給付費負担金現年度分、2項1目調整交付金、5款1項1目介護給付費負担金は、いずれも歳出の介護予防サービス給付費及び高額介護サービス給付費の実績見込みによる増額が主なものでございます。

3款1項1目介護給付費負担金過年度分は、2年度の額の確定などに伴い増額を、4款支払基金交付金、7款1項1目一般会計繰入金及び114ページの2項1目介護給付費準備基金繰入金は、2年度の実績に伴い減額するもので、8款1項1目繰越金は前年度からの繰越金でございます。

116ページをお願いいたします。

次に、介護保険事業勘定の歳出でございますが、2款2項2目地域密着型介護予防サービス給付費、3項2目高額介護予防サービス費、118ページの6項2目特定入所者介護予防サービス費については、それぞれ実績見込みに伴い増額いたすものであります。

116ページに戻っていただき、2款1項介護サービス等諸費から120ページの4款4項1目審査支払手数料は、いずれも介護給付費交付金の減額に伴う財源更正であります。

5款1項1目介護給付費準備基金積立金は、前年度からの繰越金により1,973万1,000円を積み立てるもので、6款1項3目介護給付費等過年度分返還金は、2年度介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の額の確定に伴う返還金でございます。

128ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳入でございますが、2款1項1目一般会計繰入金は、前年度からの繰越金が生じたことに伴い255万6,000円を減額、3款1項1目繰越金は前年度からの繰越金でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（柳沢英希） 市民部長。

○市民部長（磯村和志） それでは、議案第52号 令和3年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の39ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ128万2,000円を追加し、補正後の予算総額を5億5,743万2,000円といたすものであります。

歳入について申し上げますので、136ページをお願いいたします。

歳入の3款1項1目一般会計繰入金は、前年度繰越金の額の確定に伴う繰入金の精算により、職員給与と費等繰入金88万6,000円を減額いたすものであります。

4款1項1目繰越金は、令和2年度の決算額の確定に伴い216万8,000円を増額いたすものであります。

続きまして、歳出について申し上げますので、138ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料負担金につきまして、令和2年度分に係る保険料収入のうち、出納整理期間中に収納し納付未済となっております128万2,000円を増額いたすものであります。

説明は以上であります。よろしく御説明申し上げます。

○議長（柳沢英希） 日程第11 認定第1号から認定第8号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、認定第1号 令和2年度一般会計歳入歳出決算認定について、御説明を申し上げます。

初めに、決算書をお願いいたします。

2ページのほうをお願いいたします。

2ページの会計別決算総括表でございます。

まず、一般会計の歳入決算額は235億2,554万173円、歳出決算額は228億1,698万3,789円、歳入歳出差引残額は7億855万6,384円であります。

194ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、実質収支につきましては、3、歳入歳出差引額から、4、翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた5、実質収支額は、6億8,465万9,384円であります。

続きまして、別冊の主要施策成果説明書をお願いいたします。

10ページ、11ページの款別歳入年度比較表をお願いいたします。

1 款市税の収入済額は、11ページ上段のとおり93億5,501万1,691円で、指数は前年度比2.7%増の102.7%、主な増額要因は、法人市民税及び固定資産税の増によるものであります。

24ページをお願いいたします。

2 款地方譲与税は1億798万1,655円で、25ページの3 款利子割交付金は798万5,000円、4 款配当割交付金は4,682万3,000円、5 款株式等譲渡所得割交付金は4,443万7,000円であります。

26ページをお願いします。

6 款法人事業税交付金は6,786万5,000円で、27ページの7 款地方消費税交付金は10億807万5,000円であります。

28ページをお願いします。

8 款環境性能割交付金は1,991万4,888円、9 款地方特例交付金は8,578万3,000円で、29ページの10 款地方交付税の普通交付税は不交付、特別交付税は7,956万8,000円で、11 款交通安全対策特別交付金は669万7,000円、12 款分担金及び負担金は8,128万9,164円であります。

30ページをお願いいたします。

13 款使用料及び手数料は1億2,887万1,777円で、31ページの14 款国庫支出金は78億474万4,173円で、前年度比253%の増。増の主な要因は、特別定額給付金給付事業費補助金の増によるものであります。

32ページをお願いいたします。

15 款県支出金は12億2,233万5,797円で、前年度比14.2%の増。増の主な要因は、1、県負担金の児童福祉費負担金の幼保無償化に伴う補助金の増によるものであります。

34ページをお願いいたします。

17 款寄附金は8,633万4,295円で、うち、ふるさと応援寄附金は、前年度比3.8%増の7,523万6,248円であります。

35ページの18 款繰入金は3億239万5,174円で、公共施設等整備基金繰入金2億2,900万円、教育振興・子育て支援基金繰入金6,000万円が主なものであります。

19 款繰越金は9億3,434万6,807円であります。

36ページをお願いします。

20 款諸収入は4億5,264万815円、38ページをお願いし、21 款市債は16億4,840万円であります。

40ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1 款議会費は1億6,652万4,509円で、主な取組といたしましては、41ページの議会運営事業の(8)から(10)では、ペーパーレス会議システム及びタブレット端末等を導入したことでペーパーレス化が進み、議会運営の効率化が図られました。

43ページをお願いします。

2 款総務費は71億139万7,240円で、主な取組といたしましては、55ページをお願いいたします。広報広聴事業の（4）では、地場製品の発掘、開発により新規返礼品が増加したことにより、ふるさと応援寄附金が昨年度より増加いたしました。また、イベント、広告掲載等のプロモーションを通して高浜市の魅力を発信することができました。

68ページをお願いします。

市制施行50周年記念事業では、高浜市を舞台としたテレビドラマの放送や人気テレビアニメとのコラボ、市民参加型のフォトコンテストの実施などを通じて高浜市をPRすることができました。また、高浜市市民会議50のメンバーが高浜市の未来を描く市民会議に参加するなど、まちづくりに興味を持つ市民の発掘につながりました。

86ページをお願いいたします。

防災活動事業になりますが、（3）の防災マップ作成業務委託では、居住する地域の災害リスク、避難場所及び避難所を把握し、各自でマイ・タイムライン（避難行動計画）をつくることで災害時に適切な避難行動を取れるようにするため、災害別ハザードマップ及びマイ・タイムライン記入用紙を作成いたしました。

89ページをお願いします。

特別定額給付金給付事業では、新型コロナウイルス感染症による経済的影響への緊急経済対策として、市民に一律1人当たり10万円の給付を行いました。

103ページをお願いします。

3 款民生費は67億3,682万1,290円で、主な取組としましては、133ページをお願いいたします。生活困窮者自立支援事業の（1）では、自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を新たに配置し、長期の失業、ひきこもり等で生活困窮や社会的孤立のおそれのある方の支援を行いました。

144ページをお願いします。

子育て世帯への臨時特別給付金支給事業では、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休校等で影響を受けた子育て世帯への経済的支援として、児童手当受給世帯に臨時特別給付金を支給いたしました。

146ページをお願いします。

保育園管理運営事業になりますが、（3）では、幼保連携型認定こども園の3園、翼幼保園、たかとりこども園、たかはまこども園に施設型給付費を支給することで保育ニーズに対応した子育て環境の整備を進めることができました。

161ページをお願いします。

児童扶養手当臨時特別給付金支給事業では、児童扶養手当受給者へ1万円を支給し、また、ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業では、児童扶養手当受給者等へ臨時特別給付金を支給したことで、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うひとり親世帯への経済的な支援の一助となりました。

164ページをお願いします。

4 款衛生費は19億5,998万280円で、主な取組としましては、新型コロナウイルス感染症対策推進事業の（1）では、新型コロナワクチン接種の円滑な実施に向けて必要な体制を整備することができました。

また、165ページの（4）では、新型コロナウイルス感染症の疑い患者とその他の患者が混在しないよう動線を分けるなど、院内、薬局内での感染拡大防止に向けた必要な対策を行うことにより医療体制を継続することができました。

188ページをお願いします。

5 款労働費は、30万8,000円であります。

189ページの6 款農林水産業費は、1億4,536万2,639円であります。

199ページをお願いします。

7 款商工費は4億3,742万1,885円で、主な取組としましては、200ページをお願いいたします、中小企業支援事業の（2）高浜市信用保証料補助金では、新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けた中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業の経営安定化につながりました。

201ページの経営近代化支援事業の（1）プレミアム商品券事業費補助金では、新型コロナウイルス感染症対策の影響により売上げが落ち込んだ市内事業者の経営早期回復を支援するため、プレミアム商品券を発行して地域における消費の喚起、下支えを図りました。

204ページをお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策企業支援事業の（1）、（2）では、休業し、または営業時間を短縮した中小企業者等や休業した理美容業者に協力金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑止する一助となりました。

208ページをお願いします。

8 款土木費は13億3,341万4,559円で、主な取組といたしましては、227ページをお願いいたします。交通安全指導啓発事業の（3）では、市内在住の自家用車を所有する高齢者に対して安全運転支援装置設置の補助を行い、交通事故件数減少の一助となりました。

228ページをお願いします。

9 款消防費は、5億2,759万5,210円であります。

230ページをお願いします。

10 款教育費は36億3,051万3,479円で、主な取組としましては、233ページをお願いします。児童生徒健全育成事業では、学校と家庭の橋渡しの役割を果たすスクールソーシャルワーカーを新たに設置したことで、これまでの学校による児童・生徒への直接的な支援だけでなく、家庭の抱える様々な課題にまで支援を広げることができました。

236ページをお願いします。

小学校維持管理事業になりますが、(3) 委託料では、吉浜小学校大規模改造事業実施設計等業務委託、港小学校校舎増築工事実施設計業務委託等を行うとともに、237ページの(5) 工事請負費では、港小学校の渡り廊下や建具等の改修工事を行ったほか、吉浜、高取、港、翼小学校の手洗い場の自動水栓化工事を行うなど、教育学習環境の向上を図りました。

238ページの小学校給食運営事業の(3) 及び246ページをお願いをいたしまして、中学校給食運営事業の(3) では、小・中学校の臨時休業により発生した食材のキャンセル料等を保護者に対して返還するための経費を支援いたしました。

239ページにお戻りいただきまして、小学校ICT教育推進事業及び247ページをお願いいたしまして、中学校ICT教育推進事業では、GIGAスクール構想に基づく1人1台タブレット端末の整備等を行うとともに、ICT教育支援員を配置し、授業へのスムーズな活用を進めるなど、情報教育の推進を図りました。

242ページにお戻りいただきまして、高浜小学校等整備事業では、全面供用開始に向けて建設工事を予定どおり進めることができました。

244ページの中学校維持管理事業の(3) 委託料では、高浜中学校プールや中学校トイレの改修工事設計業務委託等を行うとともに、245ページの(4) 工事請負費では、高浜中学校の音楽室増築工事、南中学校の屋上防水改修工事並びに両中学校の手洗い場の自動水栓化工事を行うなど、教育学習環境の向上を図りました。

250ページをお願いいたします。

幼稚園維持管理事業の(2) では、高浜市立幼稚園長寿命化計画の策定を行いました。

263ページをお願いいたします。

文化財保護事業では、「高浜市のあゆみ」の編集が完了いたしました。

270ページをお願いいたします。

12款公債費は、元金・利子合わせて7億7,711万2,298円でありました。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（柳沢英希） 市民部長。

○市民部長（磯村和志） それでは、認定第2号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

主要施策成果説明書により説明をさせていただきますので、273ページをお願いいたします。

令和2年度末における国民健康保険の加入者の状況は、加入世帯数が4,807世帯、加入者数が7,627人となっております。

274ページをお願いいたします。

歳入につきまして御説明申し上げます。

1 款国民健康保険税の総額は8億4,753万9,730円で、前年度と比較し2.5%、2,147万4,131円

の減となっております。収納率につきましては、現年度課税分が92.3%、滞納繰越分が32.9%で、全体では81.5%となっております。

2 款国庫支出金は2,123万9,000円で、新型コロナウイルス感染症対応分の災害等臨時特例補助金及び国が進める医療保険のオンライン資格確認に対応するためのシステム改修費用を国庫支出金として受け入れたものであります。

3 款県支出金は20億6,643万8,785円で、保険給付費等交付金であります。

4 款財産収入は50万8,327円で、国民健康保険支払準備基金利子であります。

5 款繰入金は一般会計繰入金、6 款繰越金は前年度繰越金であります。

7 款諸収入は、延滞金及び不正利得による返納金が主なものであります。

以上、歳入決算総額は33億706万9,996円で、前年度と比較し1.5%、5,171万4,636円の減となっております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

276ページをお願いいたします。

1 款総務費は8,533万8,588円で、職員の人件費をはじめ、国民健康保険事業の運営に要する経費であります。

280ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は20億3,763万4,192円で、一般被保険者療養給付費として17億6,005万6,108円を支出したほか、282ページの高額療養費、283ページの出産育児一時金、葬祭費などを支出しております。

284ページをお願いいたします。

3 款国民健康保険事業費納付金は10億6,253万2,492円で、被保険者の保険給付費等に必要な財源を愛知県に支払いました。

285ページをお願いいたします。

4 款保健事業費は3,096万6,589円で、特定健康診査等事業をはじめ、286ページの診療報酬明細書（レセプト）点検事業、健康診査費用助成事業、287ページの国保ヘルスアップ事業を実施し、被保険者の健康保持・増進のための保健事業を推進いたしました。

288ページをお願いいたします。

5 款基金積立金は2,544万327円で、令和2年度末の支払準備基金残高は3億2,801万7,421円となっております。

289ページをお願いいたします。

7 款諸支出金は558万4,300円で、過年度分の過誤納保険税の還付金及び過年度補助金等の精算に伴う返還金が主なものであります。

以上、歳出決算総額は32億4,749万6,488円で、前年度比1.4%、4,775万8,145円の減となって

おります。

説明は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（柳沢英希） 暫時休憩いたします。再開は午後 1 時。

午前11時52分休憩

午後 1 時00分再開

○議長（柳沢英希） 休憩前に引き続き会議を始めます。

都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、認定第 3 号 令和 2 年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

なお、説明につきましては、主要施策成果説明書で説明をさせていただきます。

説明書の294ページをお願いいたします。

歳入総額は5,741万8,814円で、予算現額に対する割合は100.1%で、前年度対比では114%、705万8,249円の増となっております。

歳出総額は634万3,803円で、予算現額に対する割合は11.1%で、前年度対比では950.8%、567万6,595円の増となっており、歳入歳出差引額は5,107万5,011円でございます。

歳入でございますが、1 款財産収入771万1,480円は、土地開発基金所有地の財産貸付収入、本会計所有地の不動産貸付収入及び土地売払収入 2 件でございます。

2 款繰越金4,969万3,357円は、前年度の決算収支の差額を繰り越したものでございます。

296ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1 款土地取得費634万3,803円は、売却土地の不動産鑑定手数料、道路改良に係る土地購入費などでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（柳沢英希） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、認定第 4 号 令和 2 年度公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

主要施策成果説明書をお願いいたします。

300ページ、301ページをお願いいたします。

歳入決算額は、上段の表、合計のとおり9,433万6,140円で、歳出決算額は、下段の表、合計のとおり3,048万2,554円であります。

上段の表の歳入について申し上げます。

1 款使用料及び手数料の収入済額は2,637万280円で、指数は、前年度と比較して17.7%減の82.3%、回数券の販売収入の減が主な要因でございます。

2 款繰越金は6,796万4,204円で、前年度の令和元年度からの繰越金であります。

次に、下段の表の歳出について申し上げます。

1 款駐車場費は3,048万2,554円で、主な内容としましては、302ページをお願いいたします。

(3) の委託では、三高駅西駐車場の使用料の収納業務や建物・設備の維持管理業務を指定管理者に委託し利用者の利便性の向上を図ったほか、三高駅西駐車場経営戦略等の策定を行いました。

説明は以上のとおりでございます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（柳沢英希） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、認定第5号 令和2年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

主要施策成果説明書で御説明申し上げます。

307ページをお願いいたします。

初めに、保険事業勘定について御説明申し上げます。

歳入決算額は28億3,962万6,496円、歳出決算額は27億8,417万7,155円で、歳入歳出差引額は5,544万9,341円となっております。

令和2年度末の第1号被保険者数は、前年度と比較して1.2%増の9,397人、要介護・要支援の認定者数については、前年度と比較して6.4%増の1,646人となっております。

308ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1 款保険料は6億4,753万5,429円で、前年度対比0.3%の減となっております。徴収率は、前年度と比較して0.2ポイント増の96.9%でございます。

次に、2 款使用料及び手数料は59万50円で、宅老所等の使用料が主なものでございます。

3 款国庫支出金は5億7,637万634円で、介護給付費に対する国の負担分と普通調整交付金並びに地域支援事業に対する交付金でございます。

4 款支払基金交付金は7億2,950万9,947円で、第2号被保険者負担分として社会保険診療報酬支払基金から交付されたものであります。

5 款県支出金は3億9,508万2,147円で、介護給付費に対する県の負担分と地域支援事業に対する交付金でございます。

6 款財産収入は介護給付費準備基金の利子、7 款繰入金の4億3,172万9,460円は一般会計からの繰入金でございます。

8 款繰越金5,496万4,952円は前年度からの繰越金、9 款諸収入の345万9,022円は居宅介護支援券に係る本人負担分が主なものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

310ページをお願いいたします。

1 款総務費6,043万6,694円は、介護保険事業運営に係る職員の人件費のほか、介護認定審査会、

介護認定調査及び介護保険審議会に係る経費が主なものでございます。

313ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は前年度対比4.1%増の25億8,524万2,106円で、居宅介護サービス、地域密着型介護サービス、施設介護サービスのほか、介護予防サービスなどの給付費を支出いたしております。

321ページをお願いいたします。

3 款保健福祉事業費は508万7,702円で、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止を図るため、居宅介護用品等の給付及び住宅改修費の補助を行いました。

322ページからの4 款地域支援事業費1 億1,621万3,026円は、総合事業である介護予防・生活支援サービス事業及び生涯現役のまちづくり事業をはじめとした一般介護予防事業、また、地域包括支援センター運営事業に係る経費が主なものでございます。

336ページをお願いいたします。

5 款基金積立金38万4,855円は介護給付費準備基金への積立て、6 款諸支出金1,681万2,772円は国及び県に対する介護給付費負担金の過年度返還金が主なものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明申し上げます。

339ページをお願いいたします。

歳入決算額は5,613万5,303円、歳出決算額は5,357万8,044円で、歳入歳出差引額は255万7,259円となっております。

340ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1 款使用料及び手数料の958万887円は、介護予防サービス計画の作成に係る手数料収入でございます。

2 款繰入金4,295万9,000円は一般会計からの繰入金、3 款繰越金358万3,322円は前年度からの繰越金でございます。

342ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1 款サービス事業費は5,357万8,044円で、地域包括支援センターの運営に係る職員の人件費のほか、居宅介護支援事業所に対する介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業の委託料が主なものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（柳沢英希） 市民部長。

○市民部長（磯村和志） それでは、認定第6号 令和2年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

主要施策成果説明書により説明をさせていただきますので、345ページをお願いいたします。

令和2年度末における後期高齢者医療被保険者の状況であります。所得の少ない1割負担の

方が4,525人、現役並み所得の3割負担の方が399人、合計で4,924人となっており、前年度と比較して8人の減となっております。

346ページをお願いいたします。

歳入につきまして御説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は4億4,082万4,400円で、前年度比11.3%、4,485万5,800円の増となっており、収納率につきましては99.2%となっております。

3款繰入金は1億203万8,272円で、職員給与費等繰入金及び保険基盤安定繰入金を一般会計から繰り入れております。

4款繰越金は、前年度からの繰越金であります。

5款諸収入は、過年度分に係る過誤納保険料の還付金が主なものであります。

以上、歳入決算総額は5億5,111万850円で、前年度比9.8%、4,908万1,500円の増となっております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

348ページをお願いいたします。

1款総務費は2,896万9,874円で、職員の人件費のほか、後期高齢者医療推進事業及び保険料徴収事業に係る事務的経費であります。

350ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は5億1,446万6,272円で、保険料として4億4,100万2,000円、保険基盤安定制度負担金として7,346万4,272円を愛知県後期高齢者医療広域連合へ納付いたしております。

351ページをお願いいたします。

3款諸支出金は50万6,400円で、過年度分に係る過誤納保険料の還付金等であります。

以上、歳出決算総額は5億4,394万2,546円で、前年度比10.0%、4,965万2,848円の増となっております。

説明は以上となります。よろしく御説明申し上げます。

○議長（柳沢英希） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、認定第7号 令和2年度高浜市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

別冊となっております水道事業会計の決算書をお願いいたします。

なお、決算書のうち、6ページから9ページまでと24ページから31ページまでに記載する金額は消費税を含んだ金額で表示し、その他の財務諸表は消費税を除いた金額で表示させていただいております。

それでは、6、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございますが、第1款水道事業収益の決算額は8億5,601万6,426円で、予算対比103.6%、2,956万426円の増、前年度対比で93.7%、5,774万7,052円の減となりました。

第1項営業収益の決算額は7億8,508万3,624円で、予算対比103.3%、2,544万624円の増、前年度対比で92.7%、6,139万5,586円の減で、この主な要因は、新型コロナウイルスに対応した4か月の基本料金の減免による水道料金収入の減でございます。

第2項営業外収益の決算額は7,093万2,802円で、予算対比106.2%、411万9,802円の増、前年度対比では105.4%、364万8,534円の増となりました。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用の決算額は7億7,157万3,022円で、執行率は90.5%、不用額は8,120万5,978円で、前年度対比では100.8%、631万5,837円の支出増となっております。

第1項の営業費用は決算額7億5,730万809円で、執行率は92.6%、不用額は6,080万6,191円となりました。この執行額の主なものは、受水費、委託料、動力費及び減価償却費並びに人件費でございます。

第2項の営業外費用は、決算額が1,427万2,213円、執行率が45.1%で、この執行額の主なものは、消費税及び企業債の支払利息でございます。

次に、8、9ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入は決算額7,419万3,774円で、予算対比で84.0%、1,408万4,226円の減となっております。

第1項企業債は決算額2,000万円で、財政融資資金でございます。

第3項負担金は決算額5,419万3,774円で、予算対比79.4%、1,408万4,226円の減で、下水道工事に伴う配水管移設工事負担金等の精算によるものでございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出の決算額は3億6,487万2,331円で、予算に対する執行率は81.5%で、不用額は8,273万1,669円でございます。この執行額の主なものは、下水道工事に伴う配水管移設工事及び配水ポンプ盤更新工事等の建設改良工事費並びに企業債償還金でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億9,067万8,557円は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填いたしております。

次に、10ページをお願いいたします。

損益計算書であります。本年度の純利益は5,907万6,705円となりました。

12、13ページをお願いいたします。

令和2年度の剰余金計算書でございます。中段の処分後残高は前年度末残高から前年度処分額を加味したもので、資本金は35億3,441万2,063円、剰余金の利益剰余金は、減債積立金、建設改

良積立金、未処分利益剰余金があり、利益剰余金合計は1億7,897万3,772円、資本合計は37億1,338万5,835円でございます。

最下段になりますが、これに当年度変動額を加味した当年度末残高は、資本金が35億3,441万2,063円。剰余金の利益剰余金合計は2億3,805万477円、資本合計は37億7,246万2,540円でございます。

14ページに剰余金処分計算書（案）をつけさせていただいております。

16、17ページに貸借対照表、21ページ以降に決算の附属書類として水道事業報告書、キャッシュフロー計算書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書、企業債明細書を掲載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上が令和2年度の水道事業の決算概要であります。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、認定第8号 令和2年度高浜市下水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

こちらにも別冊となっております下水道事業会計の決算書をお願いいたします。

なお、決算書のうち、6ページから9ページまでと22ページから25ページまでに記載する金額は消費税を含んだ金額で表示し、その他の財務諸表は消費税を除いた金額で表示させていただいております。

6、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございますが、第1款下水道事業収益の決算額は9億3,463万2,999円で、予算対比100.1%、48万4,999円の増となっております。

第1項営業収益の決算額は4億2,600万6,933円で、予算対比100.9%、390万8,933円の増で、この主な収入は下水道使用料収入でございます。

第2項営業外収益の決算額は4億1,970万7,733円で、予算対比99.2%、342万4,267円の減となりました。

第3項特別利益の決算額は8,891万8,333円で、流域下水道事業維持管理負担金からの還付金でございます。

次に支出でございますが、第1款下水道事業費用の決算額は8億8,983万1,907円で、執行率は98.2%、不用額は1,601万5,093円となっております。

第1項の営業費用は決算額7億6,667万6,036円で、執行率は98.1%、不用額は1,486万4,964円となりました。この執行額の主なものは、流域下水道維持管理負担金、委託料及び減価償却費並びに人件費でございます。

第2項の営業外費用は、決算額が1億2,315万5,871円、執行率が99.9%で、この執行額の主なものは企業債の支払利息でございます。

続きまして、8、9ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入の第1款資本的収入は決算額11億2,320万7,022円で、予算対比で79.7%となっております。

第1項企業債は決算額3億6,180万円で、建設改良費の財源として財政融資資金から発行したものでございます。

第2項他会計出資金は決算額5億1,538万4,000円で、一般会計より繰入れをお願いしたものでございます。

第5項国庫補助金は決算額2億400万円となっており、社会資本整備総合交付金で交付率が2分の1となっております。

第7項負担金は4,202万2,800円で、予算対比100.2%、11万5,290円の増で、下水道事業受益者負担金を収納したものでございます。

第10項その他資本的収入は222円で、流域下水道建設事業負担金からの還付金でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出の決算額は12億4,369万3,216円で、予算に対する執行率は78.4%で、不用額は2,650万784円でございます。

第1項建設改良費の決算額は7億5,068万9,085円で、主なものは未普及地域の污水管整備や前年度施工箇所舗装復旧となっております。

第3項企業債償還金は決算額4億9,300万4,131円で、企業債元金の償還金でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,048万6,914円は、過年度損益留保資金1億359万9,832円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,688万6,362円で補填いたしております。

10ページをお願いいたします。

損益計算書であります。

営業収支は3億4,948万7,848円の営業損失となり、営業外収益と営業外費用を加味した経常収支は、7,195万4,705円の損失となりました。また、特別利益を加えた本年度の純利益は888万144円となりました。

12、13ページをお願いいたします。

令和2年度の剰余金計算書でございます。

当年度変動額は、他会計出資金の受入れ5億1,538万4,000円、未処分利益剰余金888万144円となっており、当年度末残高は、資本金が25億412万6,178円、繰越利益剰余金1,350万2,927円を加えた剰余金の利益剰余金合計は2,238万3,071円となり、資本合計は25億2,650万9,249円でございます。

以降、14、15ページに貸借対照表、19ページ以降に決算の附属書類として、下水道事業報告書、キャッシュフロー計算書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書、企業債明細書を掲載しておりますので、御参照いただきますようお願いをいたします。

以上が令和2年度の下水道事業の決算概要でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（柳沢英希）　ここで、監査委員に、令和2年度各会計決算認定について、審査報告をお願いいたします。

代表監査委員。

〔代表監査委員 伴野義雄 登壇〕

○代表監査委員（伴野義雄）　それでは、令和2年度高浜市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況並びに水道事業会計及び下水道事業会計の決算に対する審査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、高浜市長より審査に付されました高浜市一般会計歳入歳出決算並びに国民健康保険事業、土地取得費、公共駐車場事業、介護保険及び後期高齢者医療の5つの特別会計の歳入歳出決算についての審査を行いました。

審査に際しましては、関係諸帳簿及び証拠書類等を照合するとともに、関係職員の説明を聴取し、併せて例月出納検査及び定期監査の結果を参考とし、計数の正確性、予算の執行の適否、効果等について審査を行いました。

その結果、各会計の決算書及び附属書類等は、いずれも関係法規に準拠して作成されており、その内容は関係書類と符合し、適正に表示され、計数も正確であると認められました。また、地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金運用状況の審査につきましては、高浜市土地開発基金の運用状況並びに計数の正確性について審査を行いました。その結果は、基金の設置目的に沿った運用がなされており、その計数も正確でありました。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく審査としまして、水道事業会計及び下水道事業会計の決算について審査を行いました。その結果は、関係法規に従い諸帳簿も作成されており、その内容、計数とも誤りなく適正に執行されているものと認められました。

これら審査の内容の詳細につきましては、例月出納検査及び定期監査について、その結果を議長に御報告申し上げるとともに、令和2年度決算審査意見書を配付させていただいておりますので、御参照していただければと存じます。

以上により、高浜市長より審査に付されました各会計の決算及び基金運用状況審査の決算審査の報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔代表監査委員 伴野義雄 降壇〕

○議長（柳沢英希）　日程第12　報告第11号から報告第13号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次報告、説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、報告第11号 令和2年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について、御説明を申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して御報告をさせていただくものでございます。

1枚跳ねていただきまして、同法第3条第1項の規定による健全化判断比率は、早期健全化計画の策定などが義務づけられる早期健全化基準を4指標とも下回っており、健全な水準となっております。

各指標について御説明させていただきます。

実質赤字比率は、算定上、一般会計等の実質収支額が黒字となったことから、実質赤字比率はなく、バー表示となっております。連結実質赤字比率は、算定上、実質赤字額及び資金不足額はなく、黒字となったことから、連結実質赤字比率はなく、バー表示となっております。実質公債費比率はマイナス0.1%で、前年度の令和元年度と比較して0.3%のプラスとなっております。将来負担比率は18.6%で、将来負担額が増加したことから、前年度の実数と比較して17.9ポイントのプラスとなっております。

続きまして、公営企業資金不足比率でございます。

水道事業会計及び下水道事業会計は、共に資金不足額が発生しなかったため、資金不足比率はなく、バー表示となっております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、報告第12号及び報告第13号 専決処分の報告について御説明申し上げますが、まず、報告第13号の2枚目に一部誤字がございましたので、事前に差替えをさせていただきました。大変申し訳ございませんでした。

それでは、御説明申し上げます。

報告第12号及び報告第13号は、いずれも市有自動車の事故に係る損害賠償額の決定及び和解に関し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により議会に御報告をいたすものでございます。

それで、それぞれの事故の概要等について順次申し上げます。

報告第12号の2枚目をお願いいたします。

(3) 事故の概要でございますが、令和3年6月24日に市営芳川住宅駐車場で市有自動車が前進していたところ、相手方自動車が後進したため接触をし、相手方自動車の左後部と市有自動車の左後輪付近が損傷いたしました。この事故における過失割合を(4)のとおり、相手方70%、市30%とし、過失割合に鑑みて、市の損害額18万1,483円のうち相手方が負担すべき額を12万

7,038円、相手方の損害額11万9,000円のうち市が負担すべき額を3万5,700円と決定いたしました。

次ページをお願いいたしまして、相互に損害賠償義務を負担することから、それぞれの損害賠償の債務について相殺し、相手方が市に対して9万1,338円を支払い、本件に関するその他の債権、債務がないことを相互に確認することとして和解いたしましたものでございます。

続きまして、報告第13号の2枚目をお願いいたします。

(3) 事故の概要でございますが、令和3年8月11日に呉竹町の住宅敷地内において市有自動車を後退させたところ、後方で待機していた相手方自動車と接触し、相手方自動車の前部バンパーと市有自動車の右テールランプが損傷いたしました。この事故における過失割合を(4)のとおり、市100%とし、市の負担する損害賠償の額は、相手方の損害額の全額である7万1,027円と決定をいたしました。

次ページをお願いいたしまして、市が相手方に対して7万1,027円を支払い、本件に関するその他の債権、債務がないことを相互に確認することとして和解したものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(柳沢英希) ここで、監査委員に、報告第11号 令和2年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について、審査報告をお願いいたします。

代表監査委員。

○代表監査委員(伴野義雄) それでは、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の審査の結果について御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、高浜市長より審査に付されました令和2年度決算に基づく高浜市の健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について、審査を行いました。

審査に際しましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、各比率が適正に算定されているかなどを中心に審査を行いました。

その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されており、健全化判断比率は、国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を下回っており、また、公営企業資金不足比率につきましても、資金不足はないことを確認しました。

以上で、令和2年度決算に基づく高浜市の健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の審査の報告とさせていただきます。

○議長(柳沢英希) ただいまの報告第11号から第13号までは、報告事項でございますので、御了承をお願いいたします。

○議長（柳沢英希） 日程第13 議案第53号 高浜市議会議員政治倫理条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 御指名をいただきましたので、議案第53号 高浜市議会議員政治倫理条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、提出者は私、神谷直子、賛成者として、正副議長を除いた荒川義孝議員、杉浦浩一議員、岡田公作議員、柴田耕一議員、長谷川広昌議員、黒川美克議員、杉浦辰夫議員、北川広人議員、鈴木勝彦議員、今原ゆかり議員、小嶋克文議員、以上の賛成者をもって提案するものであります。

本議案の提案理由は、市民による審査請求の受付及び審査結果の報告等について明確化するため、条文の整備をするものでございます。

主な改正内容は、第4条の審査の請求において、第2項として、議長は、「市民による審査請求があったときは、連署の総数が同項に規定する数に満たない場合を除き、高浜市選挙管理委員会に対し、署名した者が名簿登録者であることの確認を求めるものとする。」を加え、審査会の設置等について定めた第5条では、第1項中、「次の各号のいずれかに該当する場合を除き」を加え、審査請求を却下する場合を各号に定めてございます。

また、第6条第4項では、審査会を原則「非公開」から原則「公開」に改めまして、「出席委員の3分の2以上の同意を得たときは、これを非公開とする」に改めてございます。

また、第7条の次に報告文書の送付等について定めた第8条を加えまして、第1項では、議長は、審査結果の報告があった日から7日以内に審査請求の代表者及び関係議員に送付するとともに、その概要を速やかに公表するとし、第2項では、議長は、「政治倫理基準に違反する行為があった旨の報告があったときは、関係議員に対する議会の措置を求めなければならない。」と定めてございます。

なお、この条例は、附則において公布の日から施行することといたしております。

以上でございます。全議員の御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（柳沢英希） これより質疑に入ります。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） まず、1点お伺いします。

規程の第3条に縦覧期間が設定されていないため、あいちトリエンナーレで問題になったように、縦覧がなければ分からない場合もありますので、縦覧期間を設定して規定することが大事だと思うんですが、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（柳沢英希） 内藤議員、条例ではなくて規程ですか。

○15番（内藤とし子） 条例。

○議長（柳沢英希） 条例ですか。

○15番（内藤とし子） はい。

○議長（柳沢英希） どの箇所になるのか、再度御明示をお願いします。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） なぜ第3条に縦覧期間が設定されていないのか、教えてください。

○議長（柳沢英希） 答弁よろしいですか。

11番、北川広人議員。

○11番（北川広人） 今回はこの政治倫理条例の一部改正ということで、第3条のほうには、その縦覧というところはうたってございません。規程のほうで話をしてきたというふうに理解しておりますけれども、今の質問がこの場で出てくるということを想定しておりませんでしたので、もしこの条例が通れば、その後の議会運営委員会での施行規程のほうで、また御質問いただければいいのかなというふうに思いますけれども。

○議長（柳沢英希） ほかに。

2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 御質問ありがとうございます。

ですが、第3条は、政治倫理基準の遵守等が載っておる条例の項目ですので、その縦覧規定は関係ないと思いますけれども。

○議長（柳沢英希） ほかに、質疑はございますでしょうか。

○15番（内藤とし子） 議長。

○議長（柳沢英希） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 条例の第4条に審査請求を行うことができるまでの期間が定められていませんが、これも先ほど言われたように、規程のほうでということなのでしょうか。

もしなぜ載っていないのか、定められていないのはなぜか、教えてください。

○議長（柳沢英希） すみません、15番、内藤議員、質問をもう少し明確にお伝えください。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） ですから、第4条に、政治倫理基準に違反すると思われる行為があつてから審査請求を行うことができるまでの期間が定められていません。

ですから、この期間が定められていないというのは、5年前でも10年前でもええということになると思うんですが、それはなぜかということをお教えしてほしいんです。

○議長（柳沢英希） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 御質問ありがとうございます。

そちらのほうも審査の請求について書かれており、その今の期間については、規程のほうで述べております。また、その何年前の審査をするかどうかは審査委員会に委ねるということを決めておりますので、会議をきちんと行ったつもりですけれども。よろしく願いいたします。

○議長（柳沢英希） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

○16番（倉田利奈） 議長、16番。

○議長（柳沢英希） 16番、倉田利奈議員。

もう少し早めに手を挙げてください。

○16番（倉田利奈） 今の神谷直子議員の御説明でいくと、審査会がそれを判断するという事かなと思うんですけども、それであると結局条例で市民の方から所定数の署名数とか、それから、それに基づく証拠が提出された場合は審査会が開かれる、開かれて、そして選挙管理委員会のほうに有権者かどうかの数のほうもやっていただく、その後、それをどうするかどうか決める。例えば5年前のものを審査するのかどうか決めるということであると、出すほうとしても、じゃそれが審査会に値するかどうか市民の方も分からないと思うんですけども、そのあたりは、出したけれども、じゃそれはいや2年前だから駄目ですよとか、そういうことがあり得るということになるんでしょうか。

○議長（柳沢英希） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 市民の方が署名までを集めて何年前のことを、審査会、倫理条例的にどうなんですかと審査されるということは、まず普通はあり得ないような気がするんですけども、もしそういったことがあるようでも、何名かの署名が50分の1以上の連署をもって市民の方が訴えたとするならば、審査会が開かれるということになります。

○議長（柳沢英希） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 第9条で、「この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。」というふうにならされているんですけども、現在規程のほうを議会のほうで審議しているものですから、ここの部分については、そちらの規程のほうに定めるといことで、議長が定めるではなくて、なぜ別に定めるといふうにならなかったのか教えてください。

○議長（柳沢英希） 答弁を求めます。

2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 議長が定めるのでは、不服があるということですか。

○議長（柳沢英希） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 不服があるとかないとかではなくて、分からないからお聞きしていて、今規程を決めているわけなので、例えばよくあるパターンとして、この条例の施行について必要な事項は別に定めるということで、その別が規程だよということにはならないのかなと思うんですけれども。

議長が定めるとなると、規程とは関係なく議長が定めるという理解になるということでしょうか。

○議長（柳沢英希） 倉田議員、今、規程じゃなくて条例についてですけども。

○16番（倉田利奈） いいですか。

○議長（柳沢英希） 改正のポイントで質疑をお願いします、改正されているポイントで。

○16番（倉田利奈） いや、ポイントとかではなくて、全部に関して今まで議論してきたので、やっぱりちょっとこれはこのままでいいのかなというふうに私は、この条例ですよ、条例のこの9条がこのままでいいのかなと思うので、今お聞きしているまでです。

○議長（柳沢英希） すみません、今出されているのは、あくまでも市政クラブさんから案が出されております。それについて今質疑を受けているところであるので、もし倉田議員が、原案とどうか、もともとの条例に対してここを変えるべきだという形であるのであれば、しっかりと修正案を倉田議員のほうから提出していただくのが普通かなと思いますので、それを踏まえた上で、また質問をお願いいたします。

○議長（柳沢英希） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 私どもは、議長が定めるで大丈夫だと思って、第9条は議長が定めるというので、この条例はいじる必要がないと思って、もし必要があれば、議会運営委員会のほうで議長もどうしようと思ったときには出していただいておりますし、私どもも意見を言えるような立場にありますので、このままでいきたいと存じます。皆さん、御協力よろしく願いいたします。

○議長（柳沢英希） 11番、北川広人議員。

○11番（北川広人） 条例の第9条の「この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。」という部分に対しての疑義があるという質問だと思いますけれども、基本的に議長が議会運営委員会に諮問をして、そこで施行規程が決定されていくという流れから見ると、皆さん方の意見をしっかりと反映された施行規程が決められて、議長のほうにそれが議会運営委員会の決定ですという形で報告されるというふうに認識しておりますので、議長が定めると、最終的な文脈はこのような形になって当たり前であるというふうに思っております。

○議長（柳沢英希） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 今回議員提案で出された高浜市議会議員政治倫理条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

まず、縦覧期間が設定されていないことです。選挙管理委員会は、署名簿の署名の証明が終了したとき、署名簿の縦覧期間及び場所についてあらかじめこれを告知し、かつ公表するとともに、署名簿に署名をした者の総数及び有効署名の総数を告知し、かつ公表することを明記すべきと思います。公文書の情報公開に頼ってはいけません。時間がかかり過ぎ、署名簿の署名に関し異議があるときは、関係人は前項の規定による縦覧期間内にこれを申し出ることができることを明記すべきと考えます。これ、条例の中にありませんでした。規程のほうでと言われましたが、やはりきちんと条例の中に設定されていないことは問題と思います。

それから、次に、第4条で政治倫理基準に違反すると思われる行為があつてから審査請求を行うことができるまでの期間が定められていないため、せめて1年の期間を設定しておく必要があることです。この一部改正には、審査請求期限の設定がありません。これも規程のほうでと言われましたが、やはり条例にきちんと明記しなければ問題が残ると思います。

以上です。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（柳沢英希） 賛成討論を求めます。

6番、柴田耕一議員。

〔6番 柴田耕一 登壇〕

○6番（柴田耕一） 議長のお許しをいただきましたので、高浜市議会議員政治倫理条例の一部改正につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

条例第1条は、「高浜市議会議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される民主的で公正な市政の発展に寄与することを目的とする。」と、崇高な目的が明記されております。一連の条文に基づき実際にこの条例を適用するとなると、請求者、受理者及び審査する側の位置づけが不明瞭であり、公平かつ公正な手続に行き詰まるところがありました。今回の改正では、それぞれの立場や職務等を明確にし、的確に審査を行い、処置を講ずることができる条文改正であると考えております。

高浜市議会は、市民の皆様の意思を市政に反映させ、市民から信頼される議員として公平かつ適正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すため日々の努力を重ねていかなければならないというふうに考えております。

以上のことから、今回の高浜市議会議員政治倫理条例の一部改正案については、賛成とさせていただきます。

〔6番 柴田耕一 降壇〕

○議長（柳沢英希） 反対討論を求めます。

16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 議案第53号 高浜市議会議員政治倫理条例の一部改正について、反対の立場で発言いたします。

反対する理由は、まず3つです。

第3条において、政治倫理基準の遵守等がうたわれており、同条第2項では、「議員が役員をし、若しくは実質的に経営に加わっている企業又は議員、配偶者若しくは同居の2親等以内の親族が経営する企業は、市が行う請負契約、業務委託契約及び物品購入契約を辞退しなければならない。」とされています。私は、これだけでは不十分なので、他市の条例等にもあるように、市から補助金等の交付を受けている団体の役員（議会選出の委員または理事を除く）に就任してはならないという条文を追記すべきと意見を述べました。現在議員が役員となっており、補助金や交付金を受けている団体において問題が発生している案件もあります。市民に対し、公平、公正な立場でクリーンな議会運営をするためにもこのような条文が必要と考えましたが、採用されませんでした。

次に、第5条審査会の設置等について、改正が必要と考えます。

第2項において、「審査会は、委員8人以内をもって組織する。」、第3項において、「審査会の委員は、議員のうちから議長が指名する。」とうたわれております。このままですと、審査会の委員は8人以内ということなので、1名でも成立することになりますし、1つの会派のみでの構成もできることとなります。これについては、市政クラブとして神谷直子議員が令和3年9月2日の議会運営委員会において、「議長が8人選ぶっていうところで、公平に選ばれると私どもは信じておりますので、その方向でいきたいと思っております。」と発言し、改正する必要があることを主張されました。公平に選ばれるかどうかは、人それぞれの主観によって判断されることであり何ら担保されることではないことから、後々トラブルが生ずることがないように他市のようにあらかじめ決めておくべきことが必要であると思います。

また、市政クラブは、条例を改正しない代わりに審査委員が公正に責務を果たすことを求め、誓約書を提出させることを規定に加えております。条例は市の法律に当たるわけですので、条例や規程を守ることは当たり前です。それをあえて誓約書を提出することは、私には理解ができません。

最後に、署名が提出された場合、署名に偽造がないかを確認するための縦覧を行うことが条例

に明記されておりません。大村愛知県知事のリコール署名では、署名の偽造が問題となり、逮捕者まで出ました。今回の条例改正のきっかけになった私に対する審査会の設置を求める署名についても、有権者でない子供の署名があるとお聞きしております。正しく署名が行われているか縦覧期間を設け、市民の多くの方が納得できる制度の運用を行うべきと考えます。

以上の3点を反対理由といたします。

条例改正に伴い、今後の運用が決まります。こうした条例や規程を決めるときは、一つ一つの内容についてしっかり議論を行い、ほかの条例や規程との整合性について検討する必要があります。そうしたことから、私は一つ一つの条例をしっかり議論を行うべきと発言しましたが、議会運営委員会において一つ一つ丁寧に議論されてきていないと感じております。そして、私は一人会派のため、この条例案が決定された議会運営委員会においてはオブザーバーという立場でしかなく、採決に参加することができません。条例の改正や制定に関しては、議員全員の賛成によって上程されるべきと考えますが、そのような運用がなされております。

よって、今回の条例改正には不十分な部分が多いため、賛成できません。

以上です。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（柳沢英希） 賛成討論を求めます。

7番、長谷川広昌議員。

〔7番 長谷川広昌 登壇〕

○7番（長谷川広昌） 議長のお許しをいただきましたので、議案第53号の高浜市議会議員政治倫理条例の一部改正につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

本条例が設定されたのは平成22年であり、今回おおよそ10年ぶりに政治倫理条例に抵触する案件が予測されることから、直近の議会において議員提案により現状の実態等に合わせた条文の整備等をするものでございます。

したがって、議会としての至極真つ当な責務を果たす提案であるため、議員全員が賛成されることを期待し、賛成討論とさせていただきます。

〔7番 長谷川広昌 降壇〕

○議長（柳沢英希） 次に、反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） 賛成討論を求めます。

13番、今原ゆかり議員。

〔13番 今原ゆかり 登壇〕

○13番（今原ゆかり） 議長のお許しをいただきましたので、高浜市議会議員政治倫理条例の一部改正につきまして、高浜市議会公明党を代表し、賛成の立場で討論させていただきます。

本条例に基づき、実際に署名簿とともに議員に対する審査請求書が提出されましたが、現行の条例の体系では請求書の妥当性を審査することが難しく、審査会設置に至ることすらできませんでした。市民の皆様認められた権利が正しく行使できるよう制度設計をし直すことは、議会の責務であります。

今回の改正は提出書類等の様式をしっかりと定め、市民から提出された署名簿の選挙管理委員会による確認、政治倫理審査会における所掌事項を明確に定め、審査結果も審査会の名の下、議会が措置を講ずる体系としております。このことから、本条例第1条の目的を十分に果たすことができる条例改正と考え、賛成といたします。

〔13番 今原ゆかり 降壇〕

○議長（柳沢英希） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） 賛成討論を求めます。

1番、荒川義孝議員。

〔1番 荒川義孝 登壇〕

○1番（荒川義孝） 議長のお許しをいただきましたので、高浜市議会議員政治倫理条例の一部改正につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

高浜市議会議員政治倫理条例は、議員個人をおとしめるものではありません。本条例は、一議員による事件を受けて、二度と不祥事を起こさないとの誓いを改めて表明するものであり、高浜市議会として議員の政治倫理の確立を図り、市民に信頼される民主的で公正な市政発展に貢献することを目的とし、議員自らを律するため平成22年10月に施行されました。

議員を守る役割並びに抑止の役割を果たすべき条例が、今回初めて住民の権利として行使されたことが非常に残念でなりません。倉田議員の一連の行動に対し、住民の皆様から審査請求と1,387筆の署名簿等が提出されました。請求の受理、政治倫理審査会の設置、結果の措置に至るまでの手続と責任の所在が細かく明記されていなかったことから、署名請求された住民の皆様のお思い、あるいは恐怖と苦痛を真実が明かされることなく封じ込めてしまう結果となりました。市民の皆様認められた本条例における権利は、今回のような事態を引き起こすことがないよう、正しく行使できるよう条例体系を修正し直すことが不可欠であります。

今回の改正は提出書類等の様式を定め、請求の受理から提出された署名簿の確認、政治倫理審査会における所掌事項を明確に定め、審査会が出した結果から議会が措置を講ずるまでの過程において、それぞれの立場と責任を体系的に整備し、今まで十分に議論が尽くされた中で課題に対応した条文構成となっております。今回の改正に反対されるのであれば、ぜひとも独自の条例案を提出されるべきではなかったかと思えます。

議員は、市民の代表者として政治倫理の確立を図るとともに、市民の信託に応え、公平、公正

かつ誠実に職務を遂行し続けていかなければなりません。審査会においては、疑惑や不祥事に関し真実を明らかにし、疑いを晴らすこと、あるいは審査結果を真摯に受け止め、深く反省するよう努めなければなりません。そのためにも、実態に即した本条例の改正は必要であると考えます。

以上のことから、本議案について賛成といたします。

〔1番 荒川義孝 降壇〕

○議長（柳沢英希） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） ほかに討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第53号 高浜市議会議員政治倫理条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳沢英希） 起立多数であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長（柳沢英希） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は9月27日午前10時であります。

本日はこれをもって散会といたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後2時14分散会
